

質問

『湯沢町路上等の喫煙及び ポイ捨ての防止に関する条例』 その後の状況は



宮田 真理子

質問 「路上喫煙」
マナーアップ
の周知を

問 観光地である事、4課に係わる事などにより、周知や禁止区域の制定については難儀しているようですが、担当課の体制も変わった所で、新たな動きがあればお知らせいただきたい。

新潟市で路上（歩道）に『路上喫煙禁止』の大きなシールが貼ってありました。そのような取り組みの予定はしていますか。

たばこ税8390万円の税収があります。たばこ税もマナーもアップするような周知をお願いしたい。

答 この条例は受動喫煙による健康被害や環境の悪化を防ぎ、観光地にふさわしい町づくりを目的として23年4月1日に施行された。

以後この趣旨の通り、役場庁舎内・公民館を敷地内禁煙化にし、公共の施設の禁煙化を推進してきたと共に、駅の東口に分煙施設を設置した。しかし、一部のマナーの欠如による苦情がなかなか後を絶たない状況である。

本年3月に商工会長から路上喫煙禁止区域の指定を求める要望書が提出されたが、区域指定は慎重に取り扱わざるを得ない。町民課を中心に4課で協議をし、今後の方向性を協議した結果、路上喫煙禁止区域の告知・分煙の徹底等、マナー向上啓発に取り組み事にし、『ゆざわたばこマナー』を創設した。

湯沢町観光協会、商工会と協働による啓発活動をしていく。

このポスターが今後掲示されます

『ゆざわ たばこマナー』を創設します。

私たちのまち湯沢は、豊かな自然環境に恵まれ、町民や観光客など多くの方から愛され続けています。しかし、近年は「歩きたばこ」や「ポイ捨て」などマナーの欠如により、多くの方が迷惑と感じ、また、貴重な自然環境を乱すことにもなっています。吸う人、吸わない人がお互いに理解し合い、仲良く気持ちよく暮らしていくために、一人ひとりがルールを守り、人や環境に優しい心配りをすることが必要です。湯沢を訪れる多くの方々を温かく迎えるために、『ゆざわ たばこマナー』を創設します。

湯沢町・湯沢町観光協会・湯沢町商工会

質問 メディアに対する
担当窓口が必要では

問 7月に、テレビで湯沢のリゾートマンションに関連した番組が放映されました。

第一線をリタイアしゆざわを終の棲家と選び、自然を満喫したりボランティアとして地域活動に参加したり、湯沢ライフをエンジョイしている方々が映し出されました。地域の方と楽しんでい

る映像の後に、高齢化問題・介護問題についてイメージの悪い映像を流し、最後には「町も、どれ程の人が介護を必要としているか、つかめていない。」というナレーションで終わってしまったのです。

取材を受けた方々の思惑とは違った風に伝わったのではないのでしょうか。

湯沢のイメージを壊さない為に、チェックが必要とおもわれます。

答 メディアからの問い合わせは各課で対応し、多課に亘る場合は総務課で対応をしている。現行で問題ないと思ったが、せっかくメディアが来てくれている評判を落とすようでは困る。キチンと窓口を決めて、どういふものを求めているか確認した中で対応したい。